

埼例規第29号・交指

平成6年4月27日

埼玉県警察本部長

過積載に係る再発防止命令に関する事務処理要領の制定について（例規通達）

（概要）

本通達は、道路交通法第58条の5の規定に基づき、過積載車両の運転の要求等の禁止に違反する行為を行った者に対する再発防止命令に関し、

- 運用の方針
- 命令の手続
- 運用上の留意事項

等について定めている。